

臨床研修に係る施行通知の改正概要（平成 27 年 3 月 31 日付け一部改正分）

1. 地方分権改革

平成 26 年からの地方分権改革「提案募集方式」における、都道府県からの権限委譲等の提案を踏まえた閣議決定（平成 27 年 1 月 30 日）を反映するもの。

（1）研修医募集定員の都道府県調整権限の拡大

（閣議決定）都道府県が希望する場合、各臨床研修病院に基礎数を配分できるようにする方向で検討し、平成 27 年中に結論を得る。

（改正概要）

都道府県が希望する場合、各病院の研修医募集定員を過去 3 年間の研修医受入実績により算出する方法によらず、当該都道府県が、基礎数を各病院に配分する方法を選択することができるとしている。

4 月から施行し、都道府県が希望する場合は平成 28 年度募集定員の設定から実施可能とする。

その際、以下の点に留意する。

- ・ 基礎数の配分を決めるに当たっては、地域協議会等、臨床研修に関する関係者が協議する場において意見を聴くこと。
- ・ 基礎数の配分を決めるに当たっては、病院が行っている医師派遣等の実績を勘案し、地域医療が安定的に確保されるよう配慮すること。

また各都道府県は、小児科・産科研修プログラムを設けた病院に対し、都道府県調整枠から 4 を配分すること。

（2）都道府県を経由した臨床研修の事務手続き

（閣議決定）以下の事務について、都道府県が希望する場合、各病院が都道府県を経由して厚生労働大臣に事務書類を提出する方法を選択することができるようとする。

- ・ 臨床研修病院の指定の申請
- ・ 臨床研修病院の変更の届出
- ・ 研修プログラムの変更又は新設の届出
- ・ 臨床研修病院の年次報告
- ・ 臨床研修病院の指定の取消しの申請

（改正概要）

閣議決定内容と同じ。

4 月から施行し、都道府県が希望する場合は、4月末までに管轄する地方厚生局あてに申請する。

2. 平成 28 年度募集定員の設定方法にかかる一部改正

(医道審議会医師臨床研修部会にて承認された事項)

(1) 平成 27 年度研修の募集実績を踏まえた変更

(改正概要)

募集定員の上限の算出において、前年度に都道府県が配分できなかった調整枠分を加算して算出する。

(2) 医学部入学定員のうち他都道府県の大学で養成されている地域枠学生分の取扱い

(改正概要)

平成 22 年度からの医学部入学定員の増員のうち、他の都道府県の大学で養成されている地域枠の分について、地域枠を有している都道府県において、上限を増やす必要性に応じ、他の都道府県との間でその数を調整する。

(3) 都道府県の募集定員の上限が直近の受入実績よりも少ない場合の取扱い

(改正概要)

算出した都道府県の募集定員の上限が研修医の直近の受入実績よりも少ない場合、受入実績に 5 を加えた数を上限とし、そのうち 5 は医師不足地域の病院における募集定員の増員分に限定して配分する都道府県調整枠とする。